

千葉市入札適正化・苦情検討委員会設置条例

平成22年3月23日

千葉市条例第30号

(設置)

第1条 本市は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、入札及び契約に係る事務における公正性の確保並びに客観性及び透明性の向上を図るため、千葉市入札適正化・苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本市が発注した工事に関する入札及び契約の運用状況等について、市長から報告を受け、必要に応じて、市長に意見を述べること。
- (2) 本市が発注した工事に関し、一般競争入札における入札参加資格の設定理由、指名競争入札における指名理由及び随意契約における契約の相手方の選定理由等について審議すること。
- (3) 入札、契約及び工事の成績評定に関する苦情の申立てについて審議すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、中立かつ公正の立場で客観的に入札及び契約についての審議を行うことができる学識経験等を有する者のうちから、市長が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 第2条第3号の苦情の申立ての審議において、当該苦情に関し利害関係を有すると認められる委員は、その審議に加わることができない。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。